

生駒市商業エリア新規出店チャレンジ応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商業エリアにおいて市外からも集客が見込める魅力ある店舗の開設に新たにチャレンジする者を支援することで、商業エリアの活性化が図られる新規出店のモデルを創出することを目的とし、新規出店者に対し予算の範囲内で補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則(平成20年10月生駒市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の規定に該当する者(以下、「中小企業者」という。)

(2) 中小企業者の中で、個人で事業を営む者(以下、「個人事業者」という。)はイを、法人はロを第8条に規定する実績報告までに提出できる者

イ 個人事業の開業・廃業等届出書(税務署の受付がされたことが確認できるものに限る。)の写し

ロ 会社登記簿等(発行から3ヶ月以内のものに限る。)及び開業する店舗の市内所在地が確認できる法人開設異動届(生駒市の受付がされたことが確認できるものに限る)の写し。ただし、会社登記簿等で開業する店舗の市内所在地が確認できる場合は、法人開設異動届の提出を省略することができる。

(3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1号における近隣商業地域及び商業地域(以下「商業エリア」という。)に新たに店舗を開設する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付申請が出来ない。

(1) 次のいずれかに該当する中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。)が所有している中小企業者

- ロ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ハ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - ニ 大手フランチャイズ店の類に該当する中小企業者。
- (2) 生駒市内で営業している店舗(以下、「営業店舗」という。)を持つ者で、営業店舗を閉業し新たに同種の店舗を開設する者(営業店舗の閉業を予定している者も含む)
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者
- (4) 生駒市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成23年3月生駒市条例第29号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員
- (5) 営業に関して必要な許認可等を取得する予定の無い者又は取得しない者
- (6) 市税を滞納しているもの。
- (7) その他本市が補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがある者

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる補助事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号すべてに該当するものをいう。

- (1) 小売業、飲食業又はサービス業であって、商業エリアの活性化に寄与するもの
 - (2) 店舗開業後1年以上継続して事業を行う見込みがあるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象事業の対象としない。
- (1) 特定の消費者を対象として営業活動をするもので、営業時間が極めて限定的なもの
 - (2) 訪問販売、カタログ販売、ネット販売、移動販売などを主とする無店舗小売業若しくはスナック等のアルコール類の提供が主となる営業の類に該当するもの又はカラオケ、ダンス若しくは接客サービスなど遊興飲食させる営業の類に該当するもの
 - (3) 管理事務所、倉庫、車庫、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤薬局、鍼灸接骨院等の医療関係施設又は介護福祉関係施設の類に該当するもの

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる営業の類に該当するもの
- (5) 公序良俗に反する事業や青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業の類に該当するもの
- (6) 店舗の転貸の類に該当するもの
- (7) その他市長が不適切と認めるもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は別表のとおりとする。

- 2 補助対象期間は第5条に規定する交付決定を受けた日の属する月から令和6年3月31日までの期間とする。ただし、令和5年3月31日以前に賃借契約又は売買契約を締結した事業については交付対象とならない。
- 3 補助金の額は補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額とし、1事業者につき150万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生駒市商業エリア新規出店チャレンジ応援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて令和5年10月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 補助金受給誓約書(様式第3号)
- (3) その他市長が指定する書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第6条 前条の規定による通知を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に補助金交付取り下げ申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(指示及び検査)

第7条 市長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに、生駒市商業エリア新規出店チャレンジ応援事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に対する領収書及び契約書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定額、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の

変更を必要とするときは、あらかじめ補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第7号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対する交付の決定については、第5条の規定を準用する。

(補助金の交付の請求)

第11条 第9条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、生駒市商業エリア新規出店チャレンジ応援事業補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者から前項の規定に基づく請求があったときは、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、第5条の通知を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受けた日から1年を経過する日までに、正当な理由なく当該店舗を移設し、縮小し、休止し、又は廃止したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、補助金を交付することが不相当であると市長が認めるとき。

(財産の管理等)

第13条 補助事業者は、補助事業により10万円以上の価格で取得し、又は効用が10万円以上増加した財産(以下「取得財産」という。)について、固定資産台帳等によって管理し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令15号)に定める期間を超えるまでに処分(補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。)をする場合は事前に市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業によって取得したすべての財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければ

ならない。

- 3 市長の承認を受けて取得財産を処分することにより、収入があったときは、市長は補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(施行の細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。

別表

補助対象経費	区分	概要
店舗賃借料(店舗部分の賃借に直接的に支払う費用。)	対象となる経費	店舗部分及び来客用駐車場の賃借料(消費税及び地方消費税相当額を除く。なお、賃借料に上記以外に係るものが含まれている場合は面積で按分した該当部分のみを対象とする)
	対象とならない経費	<ul style="list-style-type: none"> ・契約にあたり支払った敷金、礼金、保証金、仲介手数料 ・管理費、事業者用駐車場代、共益費、光熱水費 ・各種手数料、
店舗改装費(開業のために最低限必要となる店舗部分の内装工事費、ファサード整備費)	対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・内装工事に係る費用には給排水設備、電気、空調、ガス配管の工事を含む。(消費税及び地方消費税相当額を除く。なお、工事対象に店舗以外が含まれている場合は面積で按分した店舗部分のみを対象とする) ・ファサード整備費用は工事にかかる費用とする。
	対象とならない経費	<ul style="list-style-type: none"> ・各種手数料 ・改装工事と一体的に施工するものであるが、エアコン等の付属設備又は必要以上に高価な照明や看板。 ・店舗への水道、電気、ガスの引き込み工事費用。
備品購入費	対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始にあたり最低限必要な什器・備品の購入、リース、移設及び廃棄に係る費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。なお、購入の場合は1点税込み 10 万円以上の備品に限る)
	対象とならない経費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業以外にも利用する什器・備品の購入・リースに係る費用